

(2) 粉じん障害防止規則

規制内容等		いずれかの措置					全 体 換 気 装 置	換 気 装 置	除 じん 装 置	特 別 の 教 育	休 憩 設 備	清 掃	作 業 環 境 測 定 お よ び 評 価	呼 吸 用 保 護 具	計 画 の 届 出
		湿 式 型 噴 霧 式 さ く	岩 機 た め の 設 備 湿 潤 な 状 態 に 保 つ	密 閉 す る 設 備	局 所 排 気 装 置	気 装 置 ブ ッ シ ュ ー ブル 型 換									
粉じん作業	特定粉じん作業 (規則別表第二)	屋内		○	○	○			△	○	○	○	○	△	
		坑内	○	○	○	○									
	特定粉じん作業以外の粉じん作業 (規則別表第一)	坑外	屋内				○				○	○		○	
			屋外											○	
		坑内					○				○			○	
	その他の作業	坑外	屋内				○				○	○		○	
			屋外											○	
		坑内					○				○			○	

(注) 1 △印は、一部のものについて規制があることを示す。
2 計画の届出については、労働安全衛生規則に定められている。

(3) 有機溶剤中毒予防規則

規格外		第1種有機溶剤		第2種有機溶剤		第3種有機溶剤	
設	密閉装置	○	○	○	○	○	○
	局所排気装置	○	○	○	○	○	○
備	吹付け作業	○	○	○	○	○	○
	吹付け作業以外	○	○	○	○	○	○
管	作業主任者の選任	○	○	○	○	○	○
	定期自主検査およびその記録	○	○	○	○	○	○
理	点検	○	○	○	○	○	○
	補修	○	○	○	○	○	○
測	区分表示	○赤	○黄	○黄	○黄	○黄	○黄
	測定、評価およびその記録	○	○	○	○	○	○
所	健康診断	○	○	○	○	○	○
	貯蔵	○	○	○	○	○	○
他	空容器の処理	○	○	○	○	○	○
	計画の届出	○	○	○	○	○	○

- 第1種有機溶剤
 - 1 クロホルム 2 四塩化炭素 3 1,2-ジクロロエタン 4 1,2-ジクロロエチレン
 - 5 1,1,2,2-テトラクロロエタン 6 トリクロロエチレン 7 二硫化炭素
- 第2種有機溶剤
 - 1 アセトン 2 イソブチルアルコール 3 イソプロピルアルコール
 - 4 イソペンチルアルコール 5 エチルエーテル 6 エチレンジクロロモノエチルエーテル
 - 7 エチレンジクロロモノエチルエーテルアセテート
 - 8 エチレンジクロロモノノルマルブチルエーテル
 - 9 エチレンジクロロモノメチルエーテル 10 オルト-ジクロロベンゼン 11 キシレン
 - 12 クレゾール 13 クロロベンゼン 14 酢酸イソブチル 15 酢酸イソプロピル
 - 16 酢酸イソペンチル 17 酢酸エチル 18 酢酸ノルマルブチル 19 酢酸ノルマルプロピル
 - 20 酢酸ノルマルペンチル 21 酢酸メチル 22 シクロヘキサノール 23 シクロヘキサノン
 - 24 1,4-ジオキサン 25 ジクロロメタン 26 N,N-ジメチルホルムアミド 27 スチレン
 - 28 テトラクロロエチレン 29 テトラヒドロフラン 30 1,1,1-トリクロロエタン
 - 31 トルエン 32 ノルマルヘキサノール 33 1-ブタノール 34 2-ブタノール
 - 35 メタノール 36 メチルイソブチルケトン 37 メチルエチルケトン
 - 38 メチルシクロヘキサノール 39 メチルシクロヘキサノン 40 メチルノルマルブチルケトン
- 第3種有機溶剤
 - 1 ガソリン 2 コールタールナフサ 3 石油エーテル 4 石油ナフサ 5 石油ベンゼン
 - 6 テレピン油 7 ミネラルスピリット

(注) 計画の届出に関する規定については、平成6年7月1日より、本規則から労働安全衛生規則へ統合された。